



ひまわり



編集発行人
河合 孝彦
税理士
社会保険労務士
〒910-0019
福井市春山1丁目9番13号
TEL 0776(22)0897(代)
FAX 0776(27)6199
<http://kawai.zei-mu.com>

7月 (文月) JULY
21日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	・	・

ワンポイント パブコメ

パブリック・コメント(意見公募)の略。行政機関が政省令や通達などを制定する場合、内容を事前に公表し広く国民から意見を募集すること。平成17年の行政手続法の改正で手続きが新設されました。最近の国税関係では、「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱い」が、パブコメ後に通達化されています。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 7月31日
- 国 税 / 11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) 7月31日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者・外国人雇用状況報告 7月15日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日



以降の助成金

雇用保険関係の各種助成金が改正されて、本年四月から実施されています。主な改正点は、七〇歳以上まで雇用する継続雇用制度等を導入した事業主に対する定年引上げ等奨励金、有期契約労働者を、期間の定めのない通常の労働者に転換する制度を導入し、実際に正社員に転換させた場合に助成される中小企業雇用安定化奨励金、育児・介護雇用安定等助成金を短時間勤務制度に特化した子育て期の短時間勤務支援コースがそれぞれ創設されたことなどです。

受給できる事業主及び支給額等は、次のとおりです。

(1) 定年引上げ等奨励金

定年引上げ等奨励金（中小企業定年引上げ等奨励金及び雇用環境整備助成金）が、「中小企業定年引上げ等奨励金」、「七〇歳定年引上げ等モデル企業助成金」及び「中小企業高齢者雇用確保実現奨励

金」（事業主団体が対象）に再編されました。

このうち中小企業定年引上げ等奨励金は、六五歳以上への定年の引上げまたは定年の定め廃止の場合に加え、希望者全員を七〇歳以上の年齢まで雇用する制度（継続雇用制度）を導入した場合にも支給されることとなりました。

新制度による支給額は、次ページ表のとおりです。

(2) 中小企業雇用安定化奨励金

中小企業雇用安定化奨励金が創設されました。

本奨励金は、中小企業事業主が、契約社員やパートタイマーなど期間を定めて雇用している（有期契約）労働者を、新たに通常の労働者（以下、正社員という）として転換する制度を就業規則などに定めて、実際に正社員に転換させた場合に支給されるものです。

支給対象事業主

次の要件を満たした雇用保険の適用事業主に支給されます。

イ 新たに有期契約労働者を正社員に転換させる制度（転換制度）を労働協約または就業規則に定め、かつ、その制度に基づいて一人以上を正社員に転換させたこと。

ロ 転換制度を公正、かつ、適正に実施していることなど。

イ 転換制度導入事業主

新たに転換制度を導入し、かつ、この制度を利用して、直接雇用する有期契約労働者を正社員として一人以上転換させた場合に、一事業主につき三五万円が支給されます。

ロ 転換促進事業主

転換制度を導入した日から三年以内に、直接雇用する有期契約労働者を三人（母子家庭の母等については二人）以上正社員として転換させた場合に、対象労働者一人につき一〇万円（母子家庭の母等は一五万円）が一〇人を限度に支給されます。

支給申請

イの場合は、対象労働者に正

社員として一カ月（ロの場合は六カ月）分の基本給を支給した日の翌日から一カ月以内に、都道府県労働局またはハローワークに申請します。

ちなみに、中小企業雇用安定化奨励金と試行雇用奨励金、中小企業雇用安定化奨励金と同一の事由による短時間労働者均等待遇推進等助成金（担当窓口は（財）21世紀職業財団で、大企業も支給対象）は併給されません。また、平成二十年三月三十一日以前に転換制度を定めている場合も、本奨励金の支給対象となりません。

(3) 育児・介護雇用安定等助成金

両立支援レベルアップ助成金のひとつである「子育て期の柔軟な働き方支援コース」が平成二十年三月末で廃止されて、新たに「子育て期の短時間勤務支援コース」として創設されました。

改正により新たに助成される事業主は、労働協約や就業規則により短時間勤務を制度化している事業主です。なお、イ及びロの要件を同時に満たしている場合は、それぞれに申請が必要となります。

支給対象事業主

イ 三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者について、短時間勤務の制度を設け、その被保険者に対しその制度を実施した中小企業事業主

ロ 小学校就学の始期から小学校第三学年修了までの子を養育する被保険者について、短時間勤務の制度を設け、その被保険者に対しその制度を実施した事業主（大企業事業主を含む）

ハ 三歳に達するまでの子を養育する被保険者、三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者または小学校就学の始期から小学校第三学年修了までの子を養育する被保険者について、短時間勤務の制度を設けた中小企業事業主であつて、短時間勤務の制度に関し専門的知識を有する社会保険労務士や中小企業診断士等とその制度の利用促進について助言を受け、その制度を利用した被保険者が最初に生じたもの
支給額
前記イ及びロの支給額は、下

表のとおり（従前額と同じ）で、一事業所あたり五年間で延べ一人が上限、八にあつては三〇万円です。

問い合わせ先は、（財）21世紀職業財団地方事務所です。

(4) 若年者雇用促進特別奨励金

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域に所在する事業所で雇入れが行われた場合の支給額が、次のとおり引き上げられました。

- ・二五歳以上三〇歳未満の場合
：二〇万円 三〇万円
- ・三〇歳以上三五歳未満の場合
：三〇万円 四五万円

(5) 試行雇用奨励金

本奨励金の対象者に、ハローワークの紹介により住居喪失不安定就労者を三カ月以内の期間を定めて雇い入れた事業主が追加されました。

(4)、(5)の問い合わせ先は、都道府県労働局です。

以下の助成金は平成二十年三月三十一日で廃止されました。

雇用環境整備助成金（定年引上げ等奨励金のひとつ）

定年引上げ等奨励金

定年年齢	企業規模（人）	定年を65歳以上70歳未満に引き上げた場合	定年の引上げ（70歳以上）または定年の定めを廃止した場合	希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度を導入した場合
60歳以上 65歳未満	1～9	40万円	80万円	40万円
	10～99	60万円	120万円	60万円
	100～300	80万円	160万円	80万円
65歳以上 70歳未満	1～9	-	40万円	20万円
	10～99	-	60万円	30万円
	100～300	-	80万円	40万円

問い合わせ先は、独立行政法人都道府県高齢・障害者雇用支援機構です。

育児・介護雇用安定等助成金

		一般事業主行動計画の策定・届出のない場合	左記以外
対象労働者が最初に生じた場合	中小企業事業主	40万円	50万円
	上記以外	30万円	40万円
5年以内に2人目以降の対象労働者が生じた場合	中小企業事業主	15万円	
	上記以外	10万円	

中小企業職業相談委託助成金
(人材確保等支援助成金のひとつ)

子育て女性起業支援助成金
(自立就業支援助成金のひとつ)

建設業需給調整機能強化促進助成金（人材確保等支援助成金のひとつ）

福利厚生助成金（人材確保等支援助成金のひとつ）

保険料の追納額

被保険者または被保険者であった人（老齢基礎年金の受給権者を除く）は、社会保険庁長官が承認した日の属する月前10年以内の期間に係る保険料全額免除期間、一部免除期間の保険料について追納することができます（保険料を滞納した人は除く）。

追納額

	全額免除	半額免除
平成10年4月～平成11年3月	16,590円	-
平成11年4月～平成12年3月	15,950円	-
平成12年4月～平成13年3月	15,320円	-
平成13年4月～平成14年3月	14,740円	-
平成14年4月～平成15年3月	14,180円	7,090円
平成15年4月～平成16年3月	13,970円	6,980円
平成16年4月～平成17年3月	13,770円	6,880円
平成17年4月～平成18年3月	13,810円	6,910円

追納は、保険料免除を受けた期間の全部をまとめてあるいは1カ月分とか1年分というようにその一部についても納付することができます。ただし、その一部につき納付する必要がないとされた保険料については、残余额が納付されていることが要件です。

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に保険料を納付する際の納付額は、下表のとおりです。

子の看護休暇制度

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、一年度において、有給休暇とは別に、労働者1人につき5労働日（有給にするか無給にするか等については、就業規則等の定めるところによるものとされ、翌年度への持ち越しはできない）を限度として、負傷し、または疾病にかかった子の世話（病院への付添い等を含む）のための看護休暇を取得できます。

この休暇については、ケガ・病気の種類や程度に特に制限はありませんので、子供が風邪による発熱など短期間で治ゆる病気や慢性疾患も休暇の対象となります。

事業主は、この申出があった場合は、事業繁忙等いかなる理由があってもこれを拒むことはできず、さらに、育児・介護休業と異なり、休暇取得日を変更することもできません。

ちなみに、有期雇用の労働者であっても、労働契約の残期間の長短にかかわらず、5労働日の子の看護休暇を取得することができます。

保険料の支払方法が拡大

国民年金保険料の納付方法として、納付書（現金）、口座振替、インターネットがありますが、クレジットカードによる方法が追加されました。このクレジットカードにより支払う場合の割引額は次のとおりです。

毎月払いにする場合
毎月の保険料を当月末にカード会社に立て替えてもらいます。この場合は割引額はありません。

一年分を前納する場合

四月から一年分の保険料をまとめて四月末に立て替えてもらいます。割引額は現金で一年分前納する場合と同額です。

半年払い

保険料を二回に分けて前納する場合の割引額は、現金で半年分を前納する場合と同額です。

なお、割引額が最大となる方法は、口座振替で前納した場合です。